平成３０年（フ）第１２６号
佐賀市日の出１丁目13番57号
債務者　花島　路子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３０号
佐賀市久保田町大字徳万823番地12
債務者　河島　裕司
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２２９号
熊本市西区花園６丁目７番23号　フォレストヒルズ201号
債務者　安部　　亨
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２３０号
熊本市西区花園６丁目７番23号　フォレストヒルズ201号
債務者　加藤　あい
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第９３号
宮崎県延岡市浜町554番地２　県営住宅55－４－108
債務者　津隈しのぶ
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第９５号
宮崎県延岡市大貫町４丁目2557番地１　ファーストヒルズＢ　102
債務者　姫田　節子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第６７号
石川県河北郡津幡町字中橋ロ12番地　センタービリッジ　103号、従前の住所石川県かほく市大崎ト42番地
債務者　亀井　孝子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９２号
金沢市直江町ロ22番地　サンマール城西305号
債務者　岩下　貴志
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８６号
兵庫県宝塚市雲雀丘２丁目２番１号、前住所兵庫県西宮市東山台１丁目８番地123号棟402号
債務者　成本　貴堂
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２４１号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目９番32号　高田文化107号
債務者　足立榮美子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２５７号
兵庫県尼崎市道意町３丁目３番地の８　サウスＴＫマンション　303
債務者　雷　久美子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２８号
佐賀県鳥栖市古野町150番地１
債務者　水田　敏行
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２９号
佐賀県鳥栖市古野町150番地１
債務者　水田美奈子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３１号
佐賀県多久市東多久町大字別府5273番地１　市営東多久駅前団地　Ａ14号
債務者　今村　馨子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７６号
福島県郡山市字菜根屋敷23番地の46　みのり荘８号
債務者　影山　孝夫
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第９５号
茨城県結城市久保田53番地８　平澤貞夫方、住民票上の住所茨城県筑西市柳318番地３
債務者　戸頃　智美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部